○農林水産省告示第六百五十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十六条第二項第一号及び第百六十条第二項の規定に基づき、同令第百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額等を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ特定園芸施設（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。）を撤去するのに要する費用の単位面積当たりの標準的な額として同表の下欄に掲げる費用に特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額とする。

特定園芸施設の区分	特定園芸施設撤去費用の一平方メートル当たり費用
ガラス室Ⅰ類	一、二〇〇円
ガラス室Ⅱ類	
プラスチックハウスⅠ類	二九〇円
プラスチックハウスⅡ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が右に掲げる区分に類するもの	
プラスチックハウスⅦ類	
プラスチックハウスⅢ類	八八〇円
プラスチックハウスⅣ類甲	
プラスチックハウスⅣ類乙	
プラスチックハウスⅤ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が右に掲げる区分に類するもの	

2　規則第百六十条第二項の農林水産大臣が定める費用は、特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した当該特定園芸施設内の土を含む。）の搬出及び処分に要する費用とする。

3　規則第百六十条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、百万円とする。

4　規則第百六十条第二項第二号の農林水産大臣が定める割合は、百分の五十（ガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、百分の三十五）とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百五十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十六条第二項第二号イの規定に基づき、同号イの農林水産大臣が定める率を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第百五十六条第二項第二号イの農林水産大臣が定める率は、園芸施設共済共済価額設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十五号）に定める時価現有率が五十パーセントの特定園芸施設（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいい、被覆材を除く。以下同じ。）及び附帯施設にあっては七十五パーセント、その他の特定園芸施設及び附帯施設にあっては百パーセントとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百五十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、園芸施設共済損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

園芸施設共済損害認定準則

第一　組合等が行う損害の額の認定

1　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、法第百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた特定園芸施設（法第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。）、附帯施設（同条第四項第一号に規定する附帯施設をいう。以下同じ。）又は施設内農作物（同項第二号に規定する施設内農作物をいう。以下同じ。）が当該組合等の園芸施設共済に付されていること及びその損害が園芸施設共済に係る共済事故によって生じたものであることを現地において確認しなければならない。

2　組合等は、前項の規定による確認をした後、当該特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物につき次に掲げる事項を調査し、農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百六十条の規定により算定される損害の額（以下「損害の額」という。）を認定しなければならない。

一　特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の損害の割合

二　残存物の価額

三　賠償金等の有無及びその額

四　規則第百五十六条第二項第一号に掲げる金額について同項の申出があった共済関係にあっては、規則第百六十条第二項に規定する特定園芸施設撤去費用額

五　規則第百五十六条第二項第二号に掲げる金額について同項の申出があった共済関係にあっては、規則第百六十条第三項第一号に掲げる金額

3　前項第三号に掲げる事項の調査は、当該共済事故による損害を塡補することを主たる目的として支払われるべき全てのものについて行うものとする。

第二　都道府県連合会が行う損害の額の認定

1　都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）は、法第百七十二条において準用する法第百三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けたときは、組合等が第一第一項の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、損害通知に係る損害が僅少である場合は、この限りでない。

2　都道府県連合会は、損害通知が多いことその他やむを得ない理由により、前項本文の規定により組合等の行う全ての確認に立ち会うことが困難である場合は、その一部を抽出して立ち会うことができる。

3　都道府県連合会は、損害通知を受けたときは、第一第二項各号に掲げる事項を調査し、損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第三号に掲げる事項の調査には、第一第三項の規定を準用する。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。